

費用の一部を
補助します

ごみ集積ボックス設置事業費補助金

市では、ごみ集積所におけるカラスなどの食い荒らし対策として、ごみ集積ボックスや折り畳み式ごみ収納枠の購入費用または修繕加工費用の一部を補助します。

▼**対象者** ごみ集積所を設置・管理する町会、集合住宅所有者など

▼**対象経費** ごみ集積ボックス、折り畳み式ごみ収納枠の購入費・修繕加工費または、自ら作製・修繕加工する場合の材料費



▲ ごみ集積ボックス



▲ 折り畳み式ごみ収納枠

▼補助金額

○新たに設置または買い替えして設置する場合…補助対象経費の2分の1またはごみ集積ボックス

は12万円、折り畳み式ごみ収納枠は2万5,000円のいずれか少ない額

○修繕加工して設置する場合…補助対象経費の2分の1またはごみ集積ボックスは5万円、折り畳み式ごみ収納枠は1万円のいずれか少ない額

※補助の内容は申請期間までに変更になる場合があります。なお、確定した内容は、5月1日(月)までに各町会長等に送付する文書または市ホームページで確認してください/1補助対象者において年度内申請基数に上限があります。

▼**申請方法** 5月1日(月)～令和6年1月31日(水)に「ごみ集積ボックス設置事業費補助金交付申請書」を提出してください。

※予算が無くなり次第終了/申請前にすでに購入・作製しているものは対象外/申請書は環境課で配布しているほか、市ホームページにも掲載しています。

詳細は、お問い合わせください。

■**問い合わせ・申請先** 環境課資源循環係(市役所2階、☎35-1130)

期限までに
納付してください

固定資産税・都市計画税の納付を忘れずに

今年度の固定資産税・都市計画税納税通知書などは、5月上旬から順次郵送しますので、内容を確認の上、各納期限までに忘れずに納付をしてください。



【固定資産税】

毎年1月1日に、市内に所在する土地・家屋・償却資産を所有している人に課税されます。

▼**税額** 課税標準額×税率(1.6%)

▼**免税点** 同一人が市内に所有する土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準額が、免税点(土地=30万円、家屋=20万円、償却資産=150万円)に満たない場合は課税されません。

【都市計画税】

都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用の一部に充てるために設けられた目的税で、毎年1月1日に市内の市街化区域内に所在する土地・家屋を所有している人に課税されます。

▼**税額** 課税標準額×税率(0.2%)

▼**免税点** 固定資産税の課税標準額が免税点未満で課税されなかった土地・家屋には、都市計画税も課税されません。

【縦覧制度】

土地・家屋の価格等縦覧帳簿は、資産税課(市役所2階)、岩木総合支所民生課、相馬総合支所民生課の窓口で5月31日(水)まで縦覧できます。

納税者本人、代理人であることを確認できるもの(運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど)の提示を。

※代理人は、納税者本人からの同意書が必要。

■**問い合わせ先** 課税内容について=資産税課(資産税係…☎40-7027、土地係…☎40-7028、家屋係…☎40-7029)/納税相談について=収納課(収納第一係…☎40-7032、収納第二係…☎40-7033)/口座振替や納税貯蓄組合について=収納課(納税推進係…☎40-7031)/納付方法や還付について=収納課(納税管理係…☎40-7030)

ステキな出愛を
サポート

会計年度任用職員(出愛コーディネーター)募集

ひろさき広域出愛サポートセンターで会員・出愛サポーターなどの登録、お見合い調整・立ち合い、相談対応業務などに従事する事務員を募集します。

▼**雇用期間** 6月1日(木)～令和6年3月31日(日)(更新あり)

▼**勤務場所と勤務時間** ヒロロ(駅前町)3階ひろさき広域出愛サポートセンター…午前10時～午後7時のうち実働6時間(2交代制/週30時間/日・月曜日、祝日、年末年始は休み)

▼**募集人員** 1人

▼**応募条件** パソコン(ワード、エクセル、Eメールなど)の一般操作ができること。業務に関する知識を積極的に得ようとする姿勢がある人

▼**申し込み方法** 5月10日(水・必着)までに、履歴書を記入し、郵送か持参で企画課(〒036-8551、上白銀町1の1、市役所2階)に提出を。※募集要項は市ホームページにも掲載しています。

■**問い合わせ先** 雇用条件について…人事課人事研修係(☎35-1119)、業務内容について…企画課人口減少対策担当(☎40-7121)

知っていますか？

民生委員・児童委員

■**問い合わせ先** 福祉総務課総務係(市役所1階、☎40-7037)

5月12日は民生委員・児童委員の日

民生委員・児童委員は、高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て家庭などの見守り活動を行っています。対象者の自宅を訪問して相談に応じ、支援が必要な時には、市役所、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関につなぐ「橋渡し役」となります。主任児童委員は、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。学校、児童相談所などの関係機関と連携し、子育ての支援や児童健全育成活動を行

います。市では、397人(定数)の民生委員・児童委員、主任児童委員が活動しています。

※相談内容の秘密は守られます(法による守秘義務があります)/担当の民生委員・児童委員、主任児童委員についてはお問い合わせください/現在欠員となっている区域では、民生委員・児童委員、主任児童委員の担い手を探しています。お気軽にお問い合わせください。

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について



民生委員協力員制度

地域福祉活動の充実のために民生委員の活動をサポートする「民生委員協力員制度」を導入しています。

民生委員協力員は、「民生委員協力員証」を携帯し、見守り活動や地域福祉活動を行います。